

平成 23 年度第 2 回練馬区青少年問題協議会 会議要録

日 時 平成 24 年 1 月 25 日(水) 午後 2 時～4 時  
会 場 本庁舎 20 階 交流会場  
出 席 者 委員 27 名 (うち代理出席 3 名) 欠席委員 9 名  
幹事 1 名 書記 2 名 事務局 3 名  
公開の可否 可  
傍 聴 者 0 名

1 開会 . . . . . 司会 青少年課長

2 委嘱状交付(新任委員)  
区長から交付

3 会長挨拶  
区長から挨拶

4 答申  
青少年対策連絡会会長から区長へ答申

5 議題

- (1) 平成 24 年度練馬区青少年育成活動方針(案)の策定について
- (2) 報告事項
- (3) 練馬区内の青少年非行の動向
- (4) その他

(議長)

それでは議題(1)に入ります。先ほど青少年対策連絡会会長より答申をいただきましたが、青少年対策連絡会での検討結果のご報告をお願いします。

**青少年対策連絡会会長、副会長から検討結果の報告を行った。**

(議長)

今、対策連絡会の会長、副会長からご報告いただきましたが、ご報告の中には 2 つの要素が含まれていると思います。

一つは例年どおり、平成 24 年度青少年育成活動方針案について、青少年対策連絡会からの答申案を検討すること。

もう一つは、現在の配布対象の多くは保護者となっておりますが、もともと地区委員等青少年の健全育成に関わる方々の指針という位置付けであったものであり、対象が違うなら 2 つに分けてもいいのではないかというお話であります。

そこで会議の進行といたしましては、まず、青少年対策連絡会から答申いただきました平成 24 年度練馬区青少年育成活動方針案をご審議いただきます。そしてご審議・ご承認いただいた後、25 年度以降に作成する活動方針について保護者用、委員用の 2 つに分けることにつきまして、皆様からご意見をいただきたいと思っております。そのような進行でいかがでしょうか。

(委員)

異議なし。

(議長)

では、そのような形で進行させていただきます。

それではまず、青少年対策連絡会から答申いただきました、平成 24 年度青少年育成活動方針案についてご意見・ご質問のある方は挙手のうえご発言ください。

(委員)

最初のページの「きずな」という言葉ですが、「きずな」なのか「きづな」なのかご意見があるところだと思います。今この「きずな」という言葉が一般的にすごく言われる言葉なので、この表記で載せるというならいいのですが、私個人としましては「づ」なのかなと。これを皆さんにお聞きしたいと思っております。

それと、重点目標 2 のところですが、これは前年度の活動方針も同じで確認をしたいところなのですが、「気軽に参加してみませんか」というのは、親に対しての呼びかけでいいのかということです。「そのためには」の部分は親に対しての呼びかけとなっておりますので親も参加してみませんかということなのではないでしょうか。3 ページの部分は「参加させてみませんか」という表記になっています。ですから、これは言葉の表記として意味合いを持つのかどうかということを確認したいと思っておりました。

(事務局)

チェック項目の「させている」というところにつきましては、対策連絡会でも様々な意見がありました。最初の「してみませんか」というのは呼びかけというか、大きくとらえるということ、まずは参加しようということを書いたものです。「そのためには」の「させている」については両方の意見が出たのですが、チェック項目という形で「させている」

という表記にまとまった経緯がございます。全体の中では多少使い分けがございますが、大きな呼びかけと、保護者に対するチェック項目ということでまとめた経緯がございます。

「きずな」という言葉に関しましては、昨年度までの経緯でこの字を使っていますが、再度調べまして、載せていきたいと考えております。

(委員)

この案を見ていまして、前回よりもインターネットに関しては注意喚起するような内容が強くなったかなという点で、私としては嬉しく思っております。1点だけ確認させていただきたいです。3 ページの下の「子どもが関係する事業の紹介」のところで、「児童放課後等居場所づくり(ひろば)事業」とありますが、その他に、私は光が丘の児童館で遊んでいた経緯がありまして、児童館の中でも、南田中のほうで中高生を対象に 5 時以降やられているということなので、「児童館でもそういった活動を行っていますよ」というのを載せられたらと思うのですがいかがでしょうか。

(事務局)

この記載につきましては、主に小学生対象ということで記載させていただきましたが、委員ご指摘のとおり、区としてそういった事業を進めています。所管課と相談いたしまして、文言整理をしたいと思っております。

(委員)

参考までに教えていただきたいのは、4 ページのイラストの変更についてです。本屋からコンビニエンスストアということですが、これは万引の件数がコンビニエンスストアで多いからそうしたのか、分かりやすいからコンビニエンスストアにしたのか、経緯を詳しく教えていただければと思います。

(事務局)

対策連絡会での意見で、「これは本屋ではなく図書館のように見える」という話がありました。それならばより子どもたちに万引防止ということが伝わるようにということで、コンビニエンスストアのイラストになった経緯がございます。現在の状況につきましては、警察の委員の方がいらっしゃっていますので、お話いただければと思うのですが。

(委員)

資料等は持っていないのですが、コンビニエンスストアの万引が多いのが実際です。それ以外に本屋もありますが、ドンキホーテなんか万引が多い店です。

(委員)

それは被害品が本の話でしょうか。

(委員)

本に限ったことではなく、コンビニエンスストアの万引は多くなっております。

(委員)

イラストは同じ題材というのはどういう意味ですか。

(事務局)

まったく同じものではなくイメージが同じものを考えております。より子どもたちが目を引くようなイラストにしていきたいと考えております。

(委員)

本日配布された資料と昨年のを比較しますと、例えば 3 ページなんかは昨年のは非常に見やすくなっているのかなと思います。内容的には今までの積み重ねの中で作られてきたので問題ないと思います。

(事務局)

本日配布したものは事務局職員が手作りしたものです。内容をご審議いただきまして、まとめましたら印刷業者に発注し、よりきれいで見やすく、子どもたちの目に入るイラストを入れ、23 年度よりも美しい色使いを考えまして、まとめていきたいと思っています。

(委員)

4 ページのところですか、昨年のは「完璧な人などいません。親も子どもとともに成長していくものです」という記載がありますが、これはなくなるのでしょうか。

(事務局)

この 4 ページについては大きく変更したところでございます。保護者や子どもたちに、本当に訴えたいことを吟味して載せようということで、対策連絡会でかなり議論したものです。お手元の案でまとめたということになります。

(議長)

他にないようでしたら、お預かりした意見を踏まえ、青少年問題協議会として、平成 24 年度の青少年育成活動方針案ということで、区長に具申したいと思います。

よろしければ拍手でご承認いただきたいと思います。

拍手、承認

(議長)

次に、活動方針を 2 つに分けることについてですが、ご意見をいただく前に事務局に質問です。2 つに分けた場合ですが、事務局として何か腹案はお持ちでしょうか。

(事務局)

対策連絡会で出た案ですが、もし 2 つに分けるのならば、保護者用のものについては字をぐっと減らします。現在は見開き 6 ページございますが、ここから字数を減らしまして、例えば表面に 4 つの重点目標を記載し、1 つの重点目標に 1 つだけ、例えば「家族で一緒に食事をしましょう」ですとか、そういった形で重点目標 1 つずつに書いていく。そういう方法で字を減らして、裏面には現在の 5 ページのような問い合わせ先を掲載し、両面 1 枚のようなまとめ方があるのではという意見がございました。その際、厚手の紙、クリアファイル、下敷きという意見もございました。いずれにしても、分けるのであれば字数を減らしてという意見が多く出ております。

(議長)

この点に関しましては先ほど青少年対策連絡会の会長からご報告があったように、活動方針については平成 19 年度から保護者配布という形でやってまいりました。保育園等から小・中学校とかなりの部数が地区委員等の指針としての配布枚数よりも圧倒的に多いという状況の中で出てきた話と、報告を受けたところです。そういう意味で、保護者向けのものももう少し簡略化したほうがいいのではないかという話です。いずれにしても 25 年度以降に向けての話になると思います。この機会に委員の皆様のご意見をいただき、次年度以降のたたき台にしたいと考えていますので、忌憚のないご意見を承りたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

(委員)

この活動方針ですが、保護者用と委員用の 2 つにしたほうがいいのではないかという話が出ていますと伺っております。先ほどの議長さんのお話ですと、19 年度から保護者にもアピールしていく形になったと伺ったのですが、その辺の経緯、かつてはどのような方を対象にし、どんな風に一般家庭にアピールしてきて、19 年度から保護者にも配布、という流れになってきていると思いますけど、その辺の必要性をもう少しお聞かせいただければと思います。

(事務局)

この青少年育成活動方針ですが、青少年育成地区委員等の皆様が青少年の健全育成のた

めにいろんな活動をするにあたっての指針として作られたものが始めてございます。昭和50年の話です。最初のは文字だけで書かれたものであったと聞いております。それが続いていくなかで、見やすく、大勢の人にアピールしたいということで、平成に入ってから色が付き、イラストが入ってと変わってきた経緯がございます。そしてこれをぜひ小・中学生、保育園等の保護者にも見せて、子ども達が健やかに育つようにという願いで配っていただくというのが平成19年です。現在の配布数ですが、79,500部作成しております。区立の小中学校が50,646部、それ以外の学校が60部、区内の保育園が23,329部、育成地区委員会で2,129部、それ以外に民生児童委員、町会の方々、区内の施設で配布を合わせまして79,500部になっております。保護者の方への配布が全体の中で多く占めています。なるべく内容を読んでもらいたい、内容が伝わりますようにということで、配布の際、小中学校の校長先生、先生方をお願いして、例えば保護者会の総会でお渡ししてください、必ず内容を読んでから、噛み砕いてお渡しくださいというお願いをしてきた経緯がございます。ただ対策連絡会の中でも様々なご意見がございまして、もうちょっと字数が少ないほうが読むのではないかという意見が多く、読んでもらうことが一番だということで、育成地区委員会等に関わる人たちにはこのまま答申して、もっと字数を少なくしたものを別に作ればいいのか、そんな意見が出た経緯がございます。

(委員)

やはり読んでもらわないことには始まらないので、下敷きという案が出ていたかと思うのですが、1枚両面で字数が少なく、分かりやすい形で配布するのと、もう1つは詳しくして配布するのと、2通りの形で配布するのはいかがでしょうか。

(委員)

大変難しい問題で大きなテーマだと思うのですが、今日電話である方に意見を聞きました。というのも今年の賀詞交換会でぜひ発言をしてほしいということで依頼を受けました。先ほど事務局がおっしゃったように、対策連絡会で意見が分かれたということで、一部見直しという意見があると伺いました。要するにこの委員会は新しい時代に対応した根本的な問題を討論する場所なので、活動方針の話も重要であるが、もっと根本的な話もする必要があります。私が今思っていることは、この活動方針は皆さんのお知恵を拝借して作成されたものですから、小言をつけるようなものではないと思います。ただ人間が生きていくためには、読んだだけではどうしようもない。行動を起こすことが大事です。ですから体験学習をさせることが大切だということです。これからは今までと違う非常に厳しい時代になりますので、大事なのは生きる力です。いろんな事故が大変多く出ていますが、やはり環境の変化に耐えられない大人がたくさんいると私個人としては考えています。たくましく生きるという人間をどう育てていくかというのが根本問題かなと思います。私は田舎の出身ですから麦踏みをやっていました。麦は踏まないとどんどん大きくなって、

実りの時期になると倒れてしまう。根や茎がしっかりしていないから。そういったことを今考えたときに、麦が言葉を発したらなんて言うか。痛いから踏まないでくれと言うと思います。しかし生きる力というのは麦踏みをしてたくましくなるのであると思います。今は恵まれた環境ですから、生きる力をつけるために、具体的にどうしたらという良い知恵は沸きませんが、この活動方針の表紙の一番下に家族でと書いてありますが、ここが人間の基本だと思えます。それから地域もいろいろ体験学習なんかは行動を通すことですから、この 2 つに収斂されているという感じがします。基本を教えて体験をさせる。いろいろな事に遭遇すると思うが、力強く、たくましく生きていくことがこれから求められるのではないかと思います。

(委員)

第 1 回青少年問題協議会のときに申し上げたのですが、紙媒体以外にもソーシャルメディアがたくさんあるので、そういった媒体を使ってお知らせする方法もあるのではないかと思います。確かにこの内容は多すぎて字を少なくしたほうがいいのではないかとか、1 枚にまとめたほうがいいのではないかとかという話は私も分かります。先ほどの説明にもありましたとおり、伝えたいことをすべてこの活動方針にまとめてくださったということで、できれば保護者の方にも全部伝えられればと思います。ただその他にソーシャルメディアを使って、今の保護者の方はインターネットを使えるでしょうから、そんなに費用もかからないかなと思います。実際に練馬区でツイッターもやられていますし、そういった活用もいかがかなと思います。前回から何かありましたらお聞きしたいと思います。

(事務局)

実際ホームページにこの内容を全部載せています。見た方との相互のやり取りにまでは至っておりませんが、多くの方に見ていただきたいという意味でホームページに掲載して広くお伝えしているところです。それに加えて何かすることについては、もう少し考えを進めていきたいと思えます。

(委員)

文字数を減らして保護者の方に渡すというのは、読まれていないのではないかという現実があるからなのか、文字を減らせば読んでもらえるからという予測のもとにそういう話がなされているのかははっきりしないです。保護者用で下敷きという話がありましたが、今下敷きは使われていませんので、私は無意味だと思います。例えば 2 種類のものを作るとして、保護者が読むことの重点は何かということだと思います。内容をわかっていることが重点だと思いますが、別の委員がおっしゃった生きる力を育てるといふのを踏まえると、保護者に読んでもらう一番重要なポイントは重点目標の 4 点ではないと思えます。これを保護者が読んでもわからないと思えます。これは地区委員さん等が心がけていく方

針ですので。ですから 2 種類にする場合には、まったく別のものにしなければ、私は意味がないと思います。ただ、今事務局がこの 79,500 部を委員さん等のみにして、保護者のものをとったときの内容がまだ明確ではないと思います。どんなものにしても読まない人は読まない。なんのためにもっと読んでもらいたいのか、どんな子どもたちに育てたいかということだと思います。だから読んでもらうことを保護者に勧めるためには、その向こうがあると思います。ですからそこを事務局がどう把握をして、2 種類をとという話になっているのか、今の段階でお話いただければと思います。

#### (事務局)

これを作って、本当に読んでいただきたい、どうしたら読んでいただけるのだろうと対策連絡会で本当に何度も議論した経緯がございます。その中で実際のところ、1つ1つのアンケートをとるなどは非常に難しい話です。対策連絡会の中には、PTA 関係者など保護者の代表の方がいらっしゃいますが、その方達から「いろいろ聞くのだけど、実際には読まれていないようだ」という話があります。また小さいお子さんをお持ちの委員が友人に聞いても、なかなか読まれてないという意見が多く聞かれた会でした。それならばということで、常に目に付くところに置けたらどうだろうとか、クリアファイルにしてまずは読んでもらうことから始めてもいいのではないかという意見が多く出ました。この方針はきっちりした形で作ることは絶対ですが、保護者の方がそういう状態であるなら、保護者用ということも考えられるのではという意見がありまして、まとまったというよりは、対策連絡会に諮問した青少年問題協議会の委員の皆様はどのような考えか伺いたいということで、今回付帯意見とした経緯がございます。忌憚のないご意見をいただけることが一番と考えております。

#### (委員)

毎回毎回ご指摘するようなことはないと感じております。私も保育園と小学生の子を持つ保護者の視点として皆様の話を伺っておりました。まず、下敷きは使わないです。学校のほうでも今は「イラストの入ったものは持ってこないように」なんて言う先生もいらっしゃいます。また自分の生活を考えてみても使わないかなと思います。もし紙以外のものにするのでしたら、クリアファイルのほうが両面にも印刷できますので、例えば学校からのプリントをはさむという用途を決めて置いておこうと、年間通して目に触れるような形で活用ができるかなと思います。もし 2 つにする場合、やはり読んでいただくことが一番大事だと思いますので、今あるものはそのまま崩さない。その中のエッセンスを抜き出すという形になるかと思いますが、その際に「こうしなければならぬ」というアドバイスのような表現よりも、まずは「パパ・ママ応援団」のように保護者を応援します、使ってくださいみたいなインパクトのあるフレーズが載っていれば、おそらく 1 度は見てくださるのかなと思います。少なくとも年に 1 回、目を通していただくことはできるかなと思



ます。それで、関心の高い保護者に関しては、両面印刷のどこかの欄に「ホームページにも掲載中、チェックポイントもあるよ」みたいなのを載せる。今の保護者たちはパソコンを使ったことのある方も多いと思います。クリックなんかですと非常にやりやすく、チェックポイントなどはちょっとやってみようかなという形で、活動方針の内容にも少し引き寄せられていくかなと思います。紙のものよりはそういうことが増えていくかなという感じがしております。あと電話してみませんかという部分は保護者配布のものにも付けてもらえればありがたいと思います。

(議長)

毎回ですが、せっかく作った活動方針をいかに皆さんに周知していくか、目を通していただくかということが根本にあると思います。そういった中で、保護者向けのものを作るのはどうだろうというお考えが出たのかなと考えております。今回初めて皆さんにご意見いただいたということで、まだ他にご意見あれば承りたいと思います。

(委員)

せっかく作ったものをいかに活用するかという話ですが、具体的に保護者にはどう渡しているのでしょうか。

(事務局)

小・中学校の保護者については学校の先生から子ども達を通して渡すことになっております。これは保育園等も同じでございます。育成地区委員会等の団体につきましては、総会のときに委員全員に配るという形をとっております。町会連合会は会長さんがお集まりのときに配っております。民生児童委員さんにおいても総会のときという形でお配りしております。なるべく手から手へという形でお配りできるようにと考えております。

(委員)

町会へ配っていただいているので安心しましたが、回覧板、掲示板という活用方法もあるのかなと思います。やっぱり何回も見られる機会を与えるとするなら、回覧板はどうしても見ると思います。また町会長さんはいろいろなときに集まっていますので、町会の方に話していただくというのが必要かなと思っております。あと表紙の部分で「家庭で学校で地域で私たちができること」とありますが、その下の部分では「学校で」が抜けておまして、学校でやることはもうわかっているから抜いているという認識でいいのでしょうか。

(事務局)

子どもの成長には家庭・学校・地域の3つがすごく重要なものと考えております。この育成活動方針につきましては、誕生は地域における青少年の健全育成ということで、育成

地区委員会の委員の皆さんから始まった経緯がございます。学校の周りの地域が子どもたちを学校と一緒に見守り、健やかに育てるよと、家族と一緒にやっていくよと。特に青少年育成活動ということで、この部分では家族・地域をピックアップして書いたものでございます。実際に委員ご指摘のとおり、学校・地域・家庭が一緒になってこそ、子どもたちの健全育成は図れますので、全体を通してはそのような内容になっております。特に重点目標 4 では「家庭・学校・地域・関係機関の連携の推進と強化」と載せていますので、重要なこととしてまとめております。

回覧板のお話ですが、町会長さんが集まっているときに区のほうから活動方針の説明をさせていただいております。いただきましたご意見がしっかり伝わるように、説明していきたいと思っております。

(委員)

これは来年度作成時で結構ですが、重点目標の中で、「そのためには」が非常に大事な部分だと思います。具体的なアクションになりますから。ですからここも目立つように字を大きくするなりしていただければと思います。

(委員)

これは、本来は保護者の方に分かりやすいようにカラーにしたりと工夫して、こういったものになったと思います。やっぱり読まないという声が多いからということではなくて、不安に思った保護者の方が「こういったものがあつた」「これについて知りたい」ということで使ってもらうことが意味のあることだと思います。これを削ってしまうと本当に短くなってしまいますので、そのためにもチェック項目があるのですから、私はこのまま全員に配布していただきたいと思っております。

(委員)

これは学校の保護者に読んでもらいたいと思うのですが、「馬を水辺につれていけても水を飲ませることはできない」ということわざがあります。本人に飲む気がなければどうしようもない。このことにも当てはまると思っております。そうだとすれば強制する以外にないのではと思っております。次の世代のために。強制という言葉は皆抵抗しますけど、やる気のないものは強制しないと水は飲みません。育たないとなれば、水を飲ませることを強制してもいいのではと思っております。強制という言葉は良くないかもしれないが、何が言いたいかというと、教育委員会に権限が一括していくそうだから、年に 2 回くらい保護者にこの活動方針を強制で勉強させる方法はないのでしょうか。教育委員会の責任ではなく青少年問題協議会の責任で。

(委員)

年に1回でも活動方針を読みましよう会を開催すればいいと思います。

(議長)

今回初めて提案させていただいたお話ですが、皆様いろんなご意見あろうかと思ひます。今回は我々の任期2年の最後になるということで、この議題につきましては次の期の青少年問題協議会のほうに申し送りしたいと思ひますので、ご理解いただければと思ひます。

続きまして、次の議題に移らせていただきます。報告事項について事務局から願ひします。

(事務局)

まずは、健やか運動についてご説明いたします。

青少年係長より、平成23年度健やか運動実施状況の報告を行った。

- ① 雑誌自動販売機等の実態調査
- ② 健やか運動協力店の新規加入要請活動結果について
- ③ 健やかカレンダーの作成および原画展の開催について

(議長)

ただいま健やか運動についてご報告がございましたが、なにか質問等はございますでしょうか。

特にないようでしたら、その他の報告について事務局から願ひいたします。

(事務局)

お手元の配布資料につきましてご説明いたします。

青少年係長より、配布資料について説明を行った。

- ① 協力店だより
- ② 青少年とともに
- ③ 子ども議会報告書

(議長)

ただいまの報告事項についてご質問等ございますでしょうか。

よろしければ次に議題に移らせていただきます。議題の(3)、練馬区内の青少年非行の動向についてです。当協議会は例年、三警察署の方に持ち回りで、練馬区内の青少年非行の動向についてお話をいただいております。よろしく願ひします。

(委員)

よろしく申し上げます。少年非行の動向ということで、去年 1 年間の数字をいくつかご紹介しながら、ご説明したいと思います。平成 23 年の 1 年間、練馬区内で警察が検挙した少年は約 400 名になります。ご存知のとおり練馬署と光が丘署と石神井署、3 つの警察がございまして、この 3 つの署で検挙した数の合計です。それが 400 名で平成 22 年とほとんど同じ数になっています。この 400 名という数が多いのか、少ないのかというと非常に難しい問題だと思います。ちなみに 3 つの警察署の中でどこが 1 番多いのかというと石神井署になります。その次が光が丘警察署で少ないのが練馬署となります。400 名という数ですが、このうちの約 60 人は逮捕しています。それだけ悪質というか重い犯罪ということです。400 名の検挙した子どもたちがどのような罪で検挙されたのかといいますと、約 4 割は万引で 1 番多くなっております。その次に多かったのが自転車泥棒やオートバイ泥棒など、乗物盗が約 3 割。つまり万引と乗物盗で全体の約 7 割を占めています。昔からそうですが、万引や乗物盗に手を染める少年が多いということです。残りの 3 割は千差万別です。暴行、傷害、器物損壊、強制わいせつ、中には強盗などもあります。何日か前にテレビや新聞で報道されましたが、石神井公園で夜中に男性を 4 人組の少年が襲って、池に投げ込んだという事件がありました。石神井署では 4 名を逮捕しています。現代の特徴というのは、昔と変わらないというのが、特徴といえば特徴です。つまり子どもは万引や自転車泥棒に手を染めるという特徴があります。さらに悪い子は強制わいせつなり、強盗なりをやっているという状況になります。この 400 名は何かしら事件を起こした子たちですが、そこまでいかない、我々警察のいう不良行為少年と呼んでいるものがあります。つまりタバコを吸ったり、深夜に街をうろついたり、そういった子は補導しているのですが、去年 1 年間で練馬区では約 2000 名を補導しています。その中で多いのは深夜徘徊や喫煙、飲酒などがほとんどを占めています。警察ではそういった罪を犯した子を検挙したり、補導したりといった活動に当然力を入れていきます。また一方では、知らない方も多いかもしれませんが、そういったところまでいかないようにということで、少年の非行防止や子どもそのものが被害にあわないようにといった被害防止の活動にも非常に力を入れております。例えば各小学校や保育園、幼稚園、中学校を 1 つずつ回って、セーフティ教室ですとか、不審者侵入対応訓練とか、そういった活動にも力を入れていきます。その中で特に最近警察が重要視しているのが、携帯電話のフィルタリング機能の設定をもっと促進していきたいということです。つまり、この活動方針の中にもフィルタリングの話が少し入っていましたが、携帯電話はフィルタリング機能を付けることによって、有害サイト等に接続することができなくなります。物理的にそういう環境に置くことによって、例えば援助交際ですとか、そういった被害にあわないようにする、非常に有効な手段と考えております。フィルタリングをもっとつけていただきたいということで、いろいろな所呼びかけています。その携帯電話の関係で、警視庁が去年の夏にアンケート調査をしまして、都内の中学生約 4000 名にアンケートをとったのですが、携帯電話の保有率は中学 1 年生で約 70%、3 年生で約 80%

の子が携帯電話を保有しているというアンケート結果でした。そしてフィルタリングですが、フィルタリングをしている子が携帯を持っている子の中で約 58%という状況です。やっと半分ちょっとという状況です。この 58%をもっと増やして、100%を目指しているところでは、このアンケートの中で、フィルタリングを付けた人への質問の中で付けた理由を聞くと、圧倒的に多いのが保護者から言われたからつけたという理由です。一方、つけてない子に対する質問で、つけてない理由のトップは保護者から言われなかったとなっています。ですから親がきちんと言えばつけた、言わなかったからつけなかった。言われなかったから知らなかったかもしれない。そういった結果が出ています。4月は入学シーズンです。我々警察では、入学するお子さんの保護者に対する説明会があるのですが、そういうところに顔を出して、こういった話を毎年させていただいています。警察としましては、今後も今までどおり、取締りと非行防止の両面から少年問題に取り組んでまいりますので、よろしくお願ひします。

(議長)

どうもありがとうございました。大変貴重なお話をいただきました。せっかくの機会ですので、皆様から何か質問がありましたらお答えいただきたいと思ひます。いかがでしょうか。

(委員)

練馬区内で登校拒否はどのくらいいるのでしょうか。

(委員)

今不登校の問題は非常に深刻な問題、大きな教育課題と思ひています。練馬区の場合、小学校では平成 22 年度で 110 人。中学生は 440 人。練馬区は元々児童、生徒の数が多いので、23 区の中でどのくらいの位置を占めているのか、数だけではなかなかわかりませんので、出現率という言い方をしています。それで見ますと、小学校の場合、東京都の平均からするとやや少ない。ただし中学生は東京都の平均より多いです。不登校については様々な要因があつて一概には言えないのですが、一番問題になっている中学生のきっかけを調べてみますと、一番多いのが本人に関わる問題。例えば病気がちであるとか非行とかそういったものを含めて本人の問題が一番多い。次に多いのがいじめですとか友人関係。3 番目に多いのが学業不振。そういった傾向があります。小学校の場合には、やはり本人に関わる問題が多く、次に友人関係に関わることが多いのですが、3 番目の理由として親子関係。そのような傾向があります。いずれにいたしましても、この不登校を減らしていくことが、教育委員会の課題の 1 つと考えていますので、引き続き学校等とも連携をとりながら、1 人でも不登校の子がなくなるように、努力してまいりたいと思ひます。

(委員)

このタバコや深夜徘徊等の中に薬物乱用はあるのでしょうか。

(委員)

タバコや深夜徘徊は補導となります。一方で薬物、例えば覚せい剤などになれば当然犯罪です。そして検挙した 400 名の中に何件かはあります。

(委員)

データがあったら教えていただきたい。罪を犯した子の原因は家庭にもあるかと思うのですが、家庭状況等のデータはありますでしょうか。

(委員)

そのようなデータは警察にはありません。

(委員)

先ほど警察の方のお話にありましたが、入学の際に毎年出向いていただいて、携帯のフィルタリングの説明をしてくださっているとのことで、数字的にも 6 割近い子がフィルタリングをかけているというお話をいただきました。そうしますと、説明会に出向いていらっしゃる保護者は、子どもたちにフィルタリングのことを話しているということで、先ほどから話題になっている、活動方針をいかに読んでいただくかということは、配布させていただくということで、記載のあるとおり、有害サイトから子どもを守れるのはあなただけですということと、合致していますので、多くの保護者が参加して話を聞く場があるということで、参考になりました。

(議長)

では次の議題のその他です。何かございましたらご発言をいただきたいと思います。

(委員)

私は小学校、中学校、大学生まで子どもがいます。それで保護者の立場と、あと育成地区委員としての立場で毎年この活動方針に対して何ができるのかなということを考えさせていただいております。それで先ほど活動方針の議題のときに申し上げるべきだったので。違う委員からお話ありましたが、今の若い世代の保護者は SNS の利用が大変多く、そういった利用はどうかという意見がありまして、事務局の回答は具体的にはまだというお話だったかと思います。私、練馬子育てネットワークというものをボランティアで運営しておりまして、これは子育て支援課が所管になりますが、練馬子育てナビという子育て情報サイトを作成しております。行政だけでなく、民間の団体も合わせた子育て支援者、

当事者が合わさって、子どもたちを育てることをやっております。1人で悩まないでということで、とにかくここで検索してもらって、こんなことで悩んでいるのならこうしたらいよということをしております。赤ちゃんを抱えた当事者も一緒に話し合っただけでポータルサイトに載せており、若いお母さんがボランティアで真剣に考えてサイトに載せていますので、見ていただければと思います。先ほど志村区長からも幼児期から切れ目なく子どものことをまとめて考える組織にするということで統合してやっていただけたらと思います。あと、練馬子育てネットワークのポータルサイトは練馬区から予算をいただいて運営しております。今は冊子と同じ内容で作ってしまっていて、児童館や子ども家庭支援センターなどに置く予定です。賛同していただいている方から寄付をいただいて、みんながボランティアで作っています。子どものことは行政と民間みんなで考えていけたらと思いますので、よろしくお願いします。

(委員)

青少年育成地区委員会のお話ですが、第1回目の協議会が7月ということで、本日に至るまで区内にある地区の方にいろいろお話を伺ってきたのですが、今はエリアを分けて、各々の地区で地域の特色にあった事業をやられているようなのです。その中で大泉の地域なのですが、スポーツの大会をやられていて、教育委員会に協賛していただいているようなのですが、できればさらに対象者の方のモチベーションを上げるために、できたら協賛のところに練馬区も入れてほしいということでお話を受けてきたので、この場で申し上げさせていただきます。

(事務局)

委員からご指摘のとおり、17の育成地区委員会はそれぞれ事業を計画し、地域の子どもたちを集めて心のこもったすばらしい事業をやっているところなんです。大泉のスポーツ大会についてですが、地域の委員さんと話す機会をもってみます。そうしたところでどんなことができるか、一緒に考えていけたらと思っています。

(委員)

今は各々の地域でやられているので、一部の地域だけということ望んでいるわけではないのですが、練馬区としても、そういうところに目を向けているというのを見える形でご支援いただきたいということでしたので、ご意見として申し上げさせていただきます。

(議長)

ありがとうございました。

皆様の貴重な意見をいろいろいただきました。本日予定しておりました議題は無事に終了いたしました。これをもちまして、平成23年度第2回練馬区青少年問題協議会を終了し

たいと思います。